

香南市地方公会計財務書類作成支援業務及び香南市公営企業会計支援業務 仕様書

1. 業務名

香南市公営企業会計支援業務

2. 業務目的

本業務は、香南市公営企業会計処理において、公営企業会計方式による予算、決算その他の会計事務処理に対する適切な支援、助言を受けるとともに、適正な消費税申告を行うことを目的とする。

3. 業務期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

4. 履行体制（資格者及び有識者の配置等に係る条件）

本業務の適切な履行のため、受注者は、地方公営企業会計に関する専門的知識と経験を有する税理士及び実務経験者を配置し、業務を行うこと。また、過去3年間において、公営企業の特定収入の計算を含む消費税申告を行った実績を有することとする。

5. 業務内容

(1) 決算書作成支援（事業年度 令和6年度分を除く）、予算書作成支援

- ① 予算書・決算書作成の全般に関する支援及び確認を行う。
- ② 決算処理に必要な仕訳の科目及び金額を算出し提示する。（未収金を除く）
- ③ 財源を含む固定資産登録用データの作成。

(2) 年間会計処理の確認支援

- ① 予算科目・会計科目、会計仕訳及び課税区分、試算表について処理内容を確認する。
- ② 予算、決算時の課題を抽出し、提案を行う。
- ③ 会計間の課題解決に向けて研修会を年1回実施する。
- ④ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応する為の支援を行う。
- ⑤ その他、年間会計処理全般に係る相談（税務相談含む）を行う。

(3) 質問、依頼事項に対する対応

- ① 年間6回程度の訪問支援、その他電話、メール、及びWeb方式等により実施する。
- ② 参考資料の提供や情報提供、質疑対応は随時行う。

(4) 消費税申告関連業務

※令和6年度分（課税期間R6.4.1～R7.3.31のものを除く）

- ① 消費税計算に必要な申告書、計算表、特定収入に関する付表を作成する。
（16-2-2ハ基礎データ作成含む）
- ② 消費税精査を行う。
- ③ 消費税申告書の提出及び税務署からの問合せ対応を行う。

6. 納期及び成果品等

主な業務内容の履行期間、納期及び成果品は下記のとおりとする。また当市は受注者の求めに応じて、各業務に必要な資料及びデータ等を提供する。

(1) 納期：令和7年度～令和9年度の各業務期間における年度の末日（3月31日）まで

(2) 成果品

- ① 業務報告書
- ② 打合せ議事録 1式

7. 業務条件

- (1) 香南市の条例、規則等を遵守し業務の遂行にあたること。
- (2) 業務上知り得た情報を他に漏らさないこと。
- (3) 本仕様書に定めのない又は疑義を生じた事項については、必要に応じて香南市と受注者で協議の上決定すること。